

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に入社し、同社のJ部、K課、L部Mグループ、Nグループを経て平成〇年からP部、その後、平成〇年〇月にQ部へ異動し、平成〇年〇月からは廃棄物調査活動（ゴミの分別作業等）の担当となり、更に同年〇月、マテリアルリサイクル作業の担当になった。

請求人は、産業医の勧めで平成〇年〇月〇日、Bクリニックに受診し「心因反応」と診断され、以後受診しなかったが、食欲不振、不眠等の症状が出現したことから、同年〇月〇日Cクリニックに受診したところ「うつ病」と診断され、療養を開始し、平成〇年〇月〇日にはBクリニックに転医し療養した。

請求人は、平成〇年から強制的に再就職活動をさせられたこと、平成〇年から全く仕事を与えられず再就職活動に専念させられ、上級職から総合職に降格されたこと、再就職しなかったため嫌がらせ、見せしめのためゴミ回収業務等をさせられたことが原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) E医師の意見書によると、請求人は、平成〇年〇月中旬、ICD-10診断ガイドラインの「F32.1 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したとされており、当審査会としても請求人の症状及び経過等から、E医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 本件疾病の発病前おおむね6か月の間における業務による出来事として、請求人は、特に、①平成〇年〇月からゴミ分別作業に従事していたが、同年〇月に更に別の作業の担当に変更されたこと、②退職意思がないのに、再就職活動を強いられてきたことを強く主張する。

ア ①については、平成〇年〇月〇日、マテリアルリサイクル作業に業務変更となった事実が認められ、当該出来事は、認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する。

当該配置転換について、F部長は、「（請求人の業務変更は）あくまで業務の効率化を図るものであり、請求人に対する意図的なものではありません。」と申述しており、降格等の意図でなされたものではないと主張する。また、Gは、「（請求人は）話し合いの中で、急に態度が変わるため、他の者も話さなくなり、コミュニケーションが少なくなったのではないかと思います。目つきが鋭くなり、机を蹴ったりしたこともあったと思います。」と述べており、他の会社関係者も同様の指摘を行っていることからみて、請求人はコミュニケーションの面で他の会社関係者と軋轢が生じやすい状況にあったことがうかがえる。さらに、当該業務への配置は、請求人が管理職経験者であったとはいえ、会社においてコミュニケーション能力に課題があると認識されていたことを踏まえれば、当該配置自体は特段異例な配置であったとまでは認められない。

したがって、当審査会は、当該配置転換については、会社が請求人をより適性の高い業務へ配置転換したとみるのが相当であると判断する。

しかし、配置転換に伴い請求人に与えられた作業は、同年〇月からのゴミ分別作業と同様に相応の経験を有する者にとって必ずしもふさわしい業務であるとはいえないことから、この作業は請求人にとって少なからず心理的な負荷となったものと考えられる。

これら事情を総合的に勘案し、当審査会は、当該出来事に係る請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

イ ②については、平成〇年〇月〇日、会社から請求人に対し、退職金の条件が提示されており、請求人は退職勧奨を受けた事実が認められ、これは認定基準別表1の「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）に相当する。

しかし、当該退職勧奨は、リストラや人員削減によるものではなく、退職勧奨の経緯をみると、再就職活動支援対象者として就職活動を行ってきたが再就職に至らず、その後の請求人の言動等からくる同僚、上司等との軋轢を踏まえ、選択肢として退職が提案されたものであり、請求人が退職を拒否し

た以降、退職勧奨が行われた事実も認められない。したがって、当審査会は、当該出来事の業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求人は、平成〇年に請求人が応じた再就職活動は、再就職のための活動ではなく、一般的な再就職の情報収集であった旨再三主張するが、請求人は、再就職支援申込書に自らの意思で申し込みを行っているものであり、請求人の当該主張は合理性に欠けると言わざるを得ない。

ウ さらに、請求人は、上記①及び②は、H社長が社長に就任して以降続けられた請求人に対するパワハラの一環であるかのような主張を行うも、H社長が請求人の人格を否定するような発言をしたり、嫌がらせをした事実は認められない。

(5) したがって、請求人に係る本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による出来事として、心理的負荷の総合評価が「中」の出来事と「弱」の出来事があるが、これらの出来事の心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人は、業務以外の心理的要因及び個体側要因がないことを再度検討すべき旨主張するが、当該主張は上記結論を左右しないことを念のため付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。